

**厨房ダクト・グリスフィルター等清掃業務  
入札説明書**

**地方独立行政法人新小山市民病院  
事務部**

この入札説明書は、本入札について、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者 地方独立行政法人新小山市民病院理事長 島田和幸

2 入札に付する事項 入札公示のとおり

3 事務局

栃木県小山市大字神鳥谷2251番地1

地方独立行政法人新小山市民病院

TEL 0285-36-0289

FAX 0285-36-0300

E-Mail ma.honda@hospital.oyama.tochigi.jp

事務部経理課 用度係 本田

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、この公示の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全の要件を満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人新小山市民病院契約規程（平成25年4月1日規程第51号。以下「契約規程」という。）第4条第1項に規定する者に該当していない者及び同条第4項の規定に基づく栃木県及び小山市並びに栃木県内市町の指名停止等の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、アにあっては、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除き、イ（ア）にあっては、会社の一方が更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社（会社法第2条第4項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係に有る場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係に有る場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 300床以上の病床数を有する病院の厨房ダクト・グリスフィルター等清掃業務について継続して1年以上元請けとして誠実に履行した実績（履行中を含む。）を有する者であること。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により必要な、産業廃棄物の収集運搬及び処分業の許可を受けていること。

ただし、収集・運搬及び処分業務を自ら行わない場合は、当該許可を受けている収集運搬業者及び処分業者を指定すること。

## 5 入札参加資格審査の申請方法等

入札参加者は、次の通り入札参加申請書等を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、期間内に申請書の提出がない場合は、入札に参加することができない。

### (1) 申請書類の入手方法

地方独立行政法人新小山市民病院ホームページ(<http://www.hospital-oyama.jp/>)内の「入札情報」からダウンロードすること。

## (2) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申請書（様式第1号）
  - イ 契約実績調書（様式第2号）
  - ウ イを証する契約書の写し
  - エ 産業廃棄物収集・運搬業の許可書の写し
  - オ エに係る収集・運搬業者を別途指定する場合は、「産業廃棄物収集・運搬業者指定証明書（様式第3号）」及び指定業者に係る当該許可証の写し
  - カ 産業廃棄物処分業の許可書の写し
  - キ カに係る処分業者を別途指定する場合は、「産業廃棄物処分業者指定証明書（様式第4号）」及び指定業者に係る当該許可証の写し
  - ク 小山市物品購入等入札参加資格者名簿（平成27・28年度）に登載が為されていることが判る資料の写し
- ※ 公示の日から申請期日までの間に小山市役所管財課において随時登録を行なった場合の資料（受付証等）については、無効とする。
- ※ 過去の当院実施の競争入札において、小山市物品購入等入札参加者資格名簿への登載が無く、当院が臨時に参加資格を審査をし、参加許可を付与した際の資料（通知）についても、無効とする。
- ※ むやみに小山市へ照会をしないこと。
- ケ クを提出することが出来ない者は、上記ア～キの書類に加えて下記の書類も提出すること。
- ① 国税及び地方税の納税証明書（コピー可。直前1年分）
    - i 国税の未納がない証明書  
法人税、消費税：様式その3の3
    - ii 地方税の納税証明書（または未納のない証明書）  
市町村民税（東京23区は法人都民税）  
※本店で参加申請をする場合は、本店所在地の納税証明、支店・営業所等で参加申請をする場合は、支店・営業所所在地の納税証明
  - ② 登記事項証明書  
(コピー可。申請日基準で発行日より3ヶ月以内のもの)
  - ③ 印鑑証明書  
(コピー可。申請日基準で発行日より3ヶ月以内のもの)
  - ④ 誓約書（様式第5号）  
(登記上の商号及び代表者の役職名・氏名を記入ください)
  - ⑤ 委任状（様式第6号・参加申請用）  
(本社から支店・営業所等へ入札、契約等の権限を委任する場合にのみ提出すること)
  - ⑥ 使用印鑑届（様式第7号）  
(支店長・営業所長等で申請する場合、及び契約・請求等において実印をし

ない場合に提出すること。)

⑦ 会社概要書（パンフレット可）

⑧ 財務諸表（直近決算時のもの）

(3) 提出期間

入札公示の日から平成28年3月2日（水）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前9時から午後5時まで）

(4) 提出場所

3と同じ。

(5) 提出方法

持参

(6) 注意事項

入札参加申請書類を提出する際は、必ず、3の担当者と日時を調整すること。

なお、担当者業務繁忙により、調整方法は電子メールを用いることを希望する。

## 6 現地確認

場所：小山市大字神鳥谷2251番地1 新小山市民病院

期間：本公示の日から入札前日まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く）

時間：午前9時から午後5時まで

手続：確認を希望する日の都度、現地確認申請書（様式第8号）を事前に3の担当者まで、余裕をもって提出すること。

なお、提出は電子メール（PDF添付）による。

許可：現地確認申請書（様式第8号）の受理後速やかに現地確認許可書（様式第9号）を電子メール（PDF添付）により交付する。

その他：都合上、希望日に沿えない場合があります。

：職員の常時付添いは出来ません。

## 7 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は平成28年3月3日（木）正午までに競争入札参加資格審査確認通知書（様式第10号）により通知（FAXならびにE-Mail）する。

(2) 入札参加資格がないと認定された者には、(1)の通知書にその理由を付すものとする。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が(1)の通知の日から入札の日時までに次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札参加資格を喪失する。

① 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理手続開始、会社更正手続開始、特別清算開始または民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、

入札参加資格者の業務執行が困難と見込まれるとき。

③ その他本業務に着手し、または本業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

(4) 入札参加申請の際に5(2)ケ①～⑧を提出し、入札参加資格が有ると認定された場合、この当院の認定により小山市の入札参加資格ならびに当院での以降の入札参加資格も得られるものではないことに注意すること。

この認定は臨時的な措置であること、注意願う。

爾後、小山市の入札参加ならびに当院での入札参加を希望する者は、本案件の入札参加申請とは別に、小山市において入札参加申請を行うこと。

## 8 質問及び質問に対する回答

質問をしようとする者は、質問書（様式第11号）を次により提出すること。

(1) 受付期間

公示の日から平成28年3月2日（水）午後5時まで。

(2) 提出先

3と同じ。

(3) 提出方法

電子メールへの添付による。

(4) 回答期日

平成28年3月3日（木）正午までに行う。

(5) 回答方法

当院ホームページ上で行う。

(6) その他

① 誠意をもって回答をするが、入札に関係のない質問、悪意のある質問および極めて専門的な質問で回答が困難なものについては、回答しない。

② 早急に回答・周知をする必要が有る場合は、可及的速やかに回答を行う。

③ 質問に対する回答は、すべて当院のホームページへ掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

※場合により仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問回答書（様式第12号）については必ず確認を行うこと。

## 9 入札書等の提出方法

競争入札参加資格審査確認通知書（様式第10号）により、入札参加資格が有ると認定された者は、入札書（様式第13号）および入札内訳書（様式任意）を次により提出すること。

(1) 提出日

入札当日

(2) 提出場所

## 入札会場

### (3) 提出書類

- ア 入札書（様式第13号）※要封筒
- イ 入札内訳書（様式任意）※要封筒
- ウ 委任状（様式第14号）※代理人が入札する場合
- エ 競争入札参加資格確認通知書（様式第10号）の写し

### (4) その他詳細事項

ウおよびエは入札当日の受付の際に係員に提出すること。

昨今、ウおよびエの不持参により失格となる事例が散見されること、特段ご注意願う。

また、入札執行会場への経路は、参加資格を有する者にのみ事前に案内する。

## 10 入札辞退

入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。また、入札公示で指定された入札時刻に遅れた入札参加者は、入札を辞退したものと見做す。入札を辞退する場合には、次の手続きをすること。

- (1) 入札執行前（入札時刻に遅れた場合を含む。）は、任意様式により入札を辞退する旨が記載される届け出を提出すること。
- (2) 入札執行中は、上記記載の届け出又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出、投函すること。

## 11 開札

### (1) 日時

入札公示のとおり

### (2) 場所

入札公示のとおり

### (3) 立会

入札参加者又はその代理人が立会いをしない場合は、入札事務に關係のない当院職員が立会いを行う。

## 12 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、本説明書、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、7に示す方法により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札回数は原則1回とする。ただし、開札の結果、予定価格内での入札が無い場合は再度入札を1回行うことができる。

なお、落札者がいない場合は、最も低い価格をもって入札した者に、直ちに

見積書の提出により決定する。ただし、見積書の提出は3回を限度とする。

- (3) 落札決定に当っては、入札書に記載された期間総額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書及び入札に係る文書に記載する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (5) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、入札金額については、これを訂正することができない。
- (6) 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札執行者は、入札参加者が相連合する等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを取止めることがある。
- (8) 入札書及び入札内訳書は同じ封筒に入れ密封し、封書表面に「入札件名」と「入札書在中」と記入する。また、「入札日」「住所・法人名称又は商号」等も記入し、裏面にノリ付けと割印をし、当日提出すること。

#### 1 3 入札保証金

入札公示による。

#### 1 4 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札書および入札内訳書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合

- イ 入札参加者が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- ウ 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
- エ 入札内訳書の提出がない場合
- オ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- カ 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- キ 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- ク 虚偽の申請を行った者のした入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

#### 1 5 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申

込みをした者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、クジ引きにより落札者を決定する。なお、この場合は、ただちにこれを行う。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

#### 1 6 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、速やかに（特別の事情があるときは、指定の期日までに）契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

#### 1 7 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 1 8 契約保証金

入札公示による

#### 1 9 その他

- (1) 個人情報の保護  
小山市個人情報保護条例（平成13年3月21日条例第2号）を準用すること。
- (2) 提出書類、資料等  
提出された書類、資料等は返却しない。  
なお、提出された書類、資料等は、本入札の目的以外の目的には使用しない。
- (3) 談合情報
  - ① 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
  - ② 談合情報どおりの開札結果になった場合は、談合の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。  
なお、この場合は、原則として、改めて公示をし、入札を行うものとする。

#### 2 0 照会先

3と同じ。